

藤沢市指定重要文化財の指定について
 次の歴史資料を藤沢市指定重要文化財に指定する
 2017年（平成29年）1月18日提出

藤沢市教育委員会
 教育長 吉田 早苗

指定物件

区分	有形文化財
文化財の種類	美術工芸品(彫刻)
名称	木造日光・月光菩薩立像
数量	1件 2点
所在地	藤沢市城南四丁目10番35号 養命寺
所有者の住所・氏名	藤沢市城南四丁目10番35号 養命寺
指定物件の概要	内容 木造の仏像（国重要文化財薬師如来坐像の脇侍仏） 年代 13世紀中頃（一部14世紀中頃補作） 法量 像高105.9cm（日光）／像高106.2cm（月光）

提案理由

この議案を提出したのは、本物件の歴史的価値並びに希少価値を鑑み、藤沢市文化財保護条例第3条第1項の規定により藤沢市指定重要文化財に指定し、保護を図る必要による。

参 考

藤沢市文化財保護条例抜粋
 （文化財の指定）

第3条 教育委員会は、この市の区域内に存する文化財のうち、この市にとって重要なものについて、有形文化財、無形文化財及び民俗文化財を藤沢市指定重要文化財に、記念物を藤沢市指定史跡、藤沢市指定名勝又は藤沢市指定天然記念物に指定することができる。

2 前項の規定による指定は、文化財の所有者、占有者又は保存に当たっている者（以下「所有者等」という。）の申請によるほか、教育委員会が所有者等の同意を得て行うものとする。

3 教育委員会は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示するとともに当該所有者等に通知し、かつ、指定書を交付しなければならない。

1 木造日光・月光菩薩立像について

(日光) 像高 105.9 cm 頭長 27.2 cm 臂張 31.2 cm 腹厚 16.6 cm

(月光) 像高 106.2 cm 頭長 25.4 cm 臂張 30.8 cm 腹厚 17.2 cm

十三世紀中葉（鎌倉中期）の製作、日光菩薩の頭部は十四世紀半ばの補修
檜材の寄木造、玉ぎよくがん眼（水晶の眼）、仏身・仏衣とも漆うるしはく箔仕上げ、臂釧は銅
製鍍金。一部欠失あり、台座（岩座）別。

建久八年（1197）製作の国指定重要文化財木造薬師如来坐像の脇侍仏で、鎌倉
時代の東国運慶派の菩薩像として藤沢市ならびに鎌倉文化圏における存在意
義が大きい優品。

2 市内の仏像彫刻の指定品

指定区分	指定名称	所在地	所有者	指定年月日	製作時期
国重文	木造薬師如来坐像	城南 4-10-35	養命寺	昭和2年4月25日	鎌倉初期
県指定	木造彩色弁財天坐像	江の島 2-3-8	江島神社	昭和28年12月22日	鎌倉中期
市指定	石造閻魔大王像	西俣野 866	花應院	昭和41年1月17日	江戸初期
市指定	木造十一面観世音菩薩立像	渡内 648	慈眼寺	平成元年12月15日	鎌倉末～室町初期
市指定	木造阿弥陀如来坐像	西富 1-9-27	長生院	平成8年3月1日	平安後期
市指定	木造虚空蔵菩薩立像	川名 584	神光寺	平成9年2月12日	平安中期
市指定	木造聖観音坐像	渡内 3-13-1	二伝寺	平成10年2月12日	鎌倉末期
市指定	木造阿弥陀如来立像	本町 4-5-21	常光寺	平成10年2月12日	南北朝期
市指定	木造地藏菩薩立像	同	同	平成28年2月1日	南北朝期

*本市の指定文化財は、今回の指定を含めると、

藤沢市指定76件、神奈川県指定14件、国指定8件の合計98件となります。

日光菩薩



日光菩薩



月光菩薩



月光菩薩

